

第1回南魚沼市地域公共交通協議会次第

平成27年5月18日午前9:40～
南魚沼市役所 2階 大会議室

(1) 開会

(2) 議題

1. 平成26年度事業報告及び収支決算について(資料No.1、2、3)
(監査報告)
2. 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(資料No.4、5)
3. 地域公共交通確保維持事業申請について(資料No.6)
4. 回数券について(資料No.7).
5. その他

(3) 閉会

平成 26 年度事業報告

1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
4月14日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度事業報告及び決算について ・監査委員の選任について ・平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について ・「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について
11月6日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度市民バス運行計画について ・市民バスの有料化について

2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～10月	運行事業者の選定、協議	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者全体説明会 ・運行事業者との協議 ・運行形態、ルート、時間、運賃などの検討
5月～10月	関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、財政部局との調整 ・障がい者団体等との協議
10月～3月	事業化に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸局との打合せ ・行政区長説明 ・運行業者の調整、運送法等申請事務 ・市報による住民周知 ・時刻表、バス停の整備

平成26年度 収支決算

1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金	120,000	120,000	0	○負担金 南魚沼市負担金 120,000
2補助金	2補助金	2補助金	0	0	0	
3繰越金	3繰越金	3繰越金	0	0	0	
4諸収入	4諸収入	4諸収入	0	42	42	○雑収入 利息 42
合 計			120,000	120,042	42	

2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費	1会議費	1会議費	120,000	57,672	△ 62,328	○報償費 委員報償 39,200 ○旅費 委員費用弁償 14,800 ○手数料 口座振替手数料 3,672
2事業費	1事業費	1事業費	0	0	0	
3返還金	1返還金	1返還金	0	62,370	62,370	○戻入金 南魚沼市負担金 62,370
4予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			120,000	120,042	42	

収入支出差引額 120,042円 - 120,042円 = 0円

南魚沼市公共交通協議会
会長 井口 一郎 様

会計監査報告書

監査の結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査を実施した日 平成27年 3月31日

2. 予算の執行状況 決算報告書のとおり

3. 監査の結果

提出された関係帳簿および証拠書類ならびに事務局の説明によって監査した結果、計数は関係帳簿、証拠書類と符合し、正確であると認める。

監査員

貝瀬松之



監査員

大桃栄一



平成 27 年度事業計画(案)

1. 協議会の開催

時 期	事 業	内 容
5 月 18 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度事業報告及び収支決算並びに平成 27 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 地域公共交通確保維持事業申請「生活交通確保維持改善計画」について 回数券について
7 月頃	第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケートの結果報告 パンフレットについて 10 月からの運行における変更など
12 月頃	第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業の状況報告
3 月	第 4 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 今年度事業報告及び収支決算並びに新年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

2. 計画に基づく事業

時 期	事 業	内 容
4 月～9 月	市民バス運行の検討	<ul style="list-style-type: none"> 運行状況の検討 運輸局への申請について検討 パンフレット作成
5 月～7 月	利用者のニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート及び結果の検討
9 月～11 月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> 有料化について市報による住民周知 パンフレット等の配布

平成27年度収支予算(案)

1 収入 (単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	120,000	南魚沼市負担金
2補助金	2補助金	2補助金	0	
3繰越金	3繰越金	3繰越金	0	
4諸収入	4諸収入	4諸収入	40	利息
合 計			120,040	

2 支出 (単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	116,000	委員報償、委員費用弁償
	2事務費	2事務費	4,040	口座振替手数料
2事業費	1事業費	1事業費	0	
3返還金	1返還金	1返還金	0	
4予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			120,040	

※予算の款項目間流用については会長に一任する。

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

平成27年6月 日
(名称) 南魚沼市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 井口 一郎 印

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画(H28年～H30年)
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成16年に六日町と大和町が合併し、平成17年に塩沢町を編入合併して誕生した南魚沼市は、中山間地域であり、豪雪地帯でもある。</p> <p>市内の路線バスは、12路線27系統が運行しており、通学、通勤等に利用され、重要な移動手段となっている。また、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む少子化などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。</p> <p>タクシー会社は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスでは出来ないサービスを担い市民に利用されている。</p> <p>市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消を目的に運行し、公共機関・福祉施設や医療機関への移動を目的に運行している。また、スクールバス、保育園バスも運行している。</p> <p>しかしながら、市の人口は平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び、高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。</p> <p>また、平成27年には、基幹病院の開院、それに合わせて市立病院も再編される。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスにおける旧町地域ごとに異なる運行体制の統一、サービス公平性のための有料化、さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決することが大きな目標である。</p> <p>そこで、地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築が必要である。また、だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは必須となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
市民バス利用者目標添付
(2) 事業の効果
見直した体制での市民バスの運行により、路線バスは通勤・通学バスを中心とした日常の移動手段として、市民バスは通院・買い物バスというような生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p><運行系統の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」 <p><路線図・時刻表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線図、時刻表添付 <p><運送事業者の決定方法></p> <p>市内には、路線免許を持つ事業者が1社しかなく、1社では全路線の運行を行うことが不可能なため他の交通事業者を含め、市の公共交通についての方針を説明した。事業計画などを市が各事業者それぞれと協議し、路線免許の取得や車両など市が提示した条件を満たす運行事業者を決定した。</p> <p><運行予定期間></p> <p>平成28年から平成30年まで</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>南越後観光バス(株)、(株)銀嶺タクシー、(株)魚沼中央トランスポート</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
<p>該当なし</p>
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要(表3)
<p>該当なし</p>
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧(表4)
<p>該当なし</p>
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>該当なし</p>
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負

担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 24 年 10 月 11 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事業業務計画について合意 ・ アンケート調査について協議 ・ 実証調査について協議 |
| 平成 25 年 1 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果について合意 ・ 実証調査結果について合意 ・ 「生活交通ネットワーク計画」について協議 |
| 平成 25 年 3 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について合意 ・ 「生活交通ネットワーク計画」について合意 |
| 平成 25 年 5 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について ・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について |
| 平成 25 年 12 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通総合連携計画について ・ 運行計画について |
| 平成 26 年 4 月 14 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について ・ 「生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)」について |
| 平成 26 年 11 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度市民バス運行計画について ・ 市民バスの有料化について |
| 平成 27 年 5 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活交通確保維持改善計画」について |

15. 利用者等の意見の反映

市で3年ごとに行っている「まちづくりに関するアンケート調査」の平成27年結果によると、まちづくりの現状評価と今後取り組むべきことのいずれにも、交通体系の整備が上位にあげられている。

また、毎年各地区で行っている市政懇談会においても、運行ルートや便数などについて、質問や要望が上がっている。

さらに、市政ポストの提案・意見や区長要望などを反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

16. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部地域振興課
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
	北越急行株式会社
	南越後観光バス株式会社
	南魚沼市タクシー安全協議会

道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
	南魚沼市建設部建設課
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
学識経験者	長岡技術科学大学准教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
	大和地域地区センター代表
	六日町地域地区センター代表
	南魚沼市社会福祉協議会
	南魚沼市身体障がい者協会
	南魚沼市地域商工会連絡協議会
	女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1
(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課
(氏 名) 野上 敦子
(電 話) 025 - 773 - 6662
(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

市民バス利用者目標

運行系統名 (乗合バス型)	運行予定事業者名	1日の便数	年間利用者の目標		
			H28年	H29年	H30年
浦佐・五箇コース	(株)浦佐タクシー	11	8,450	8,450	8,450
藪神コース	やまとタクシー(株)	5	2,900	2,900	2,900
赤石コース		5	1,900	1,900	1,900
大崎コース	南越後観光バス(株)	5	3,800	3,800	3,800
三用コース	小千谷観光バス(株)	5	1,750	1,750	1,750
後山・辻又コース	(株)浦佐タクシー・やまとタクシー(株)共同運行	4	1,050	1,050	1,050
大巻・泉コース	銀嶺タクシー	4	4,250	4,250	4,250
城内コース	南越後観光バス(株)	4	8,300	8,300	8,300
五十沢・大月コース	南越後観光バス(株)	4	8,700	8,700	8,700
上田・泉田コース	銀嶺タクシー(株)	4	2,100	2,100	2,100
石打・竹俣コース	(株)魚沼中央トランスポート	4	4,200	4,200	4,200
中之島・吉里コース	(株)魚沼中央トランスポート	4	2,200	2,200	2,200
栃窪・岩之下コース	マルカタタクシー(資)	4	400	400	400
合計			50,000	50,000	50,000

市民バス回数券の発行について

1. 発行概要

- ・発行者：銀嶺タクシー株式会社
- ・販売価格：1,000 円（100 円券、11 枚つづり）
- ・有効期限：なし
- ・販売場所：バス車内、事業者営業所

2. 回数券導入の目的

- ・住民要望を予測した利用促進
お得な回数券を発行することにより、小銭の心配なく乗車できる
- ・運転手の負担軽減による定時運行の維持
両替や釣銭の授受などの負担軽減につながる
- ・環境交通課の南魚沼市高齢者運転免許証自主返納支援事業への協力
別紙資料参照

南魚沼市高齢者運転免許証自主返納支援事業

～運転免許の返納をお考えの皆さまへ～

市では、高齢者の交通事故防止を図るため、運転免許証を自主返納した人を対象に「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を拡充して平成27年7月1日から開始予定です。

○対象者

南魚沼市に住民登録されている65歳以上の人で、平成27年4月1日以降に有効期限内の全ての種類の運転免許証を自主返納した人

○拡充支援の内容

拡充支援

- ・南魚沼市市民バス回数券10,000円分
- ・越後交通(株)バス回数券10,000円分
- ・南魚沼市市民バス回数券・越後交通(株)バス回数券各5,000円分
(申請時に次のいずれかを選択、1人1回限り)

身分証明書発行支援 ○「写真付き住民基本台帳カード」の初回交付手数料の免除
(従来からの支援) (健康保険証や年金手帳など本人確認ができるもの2点必要)

○手続き

①運転免許証の返納

- ・受付場所 南魚沼警察署交通課
- ・受付時間 午前9時～午後4時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ・持って行くもの 運転免許証
- ・返納時に交付されるもの 「申請による運転免許の取消通知書」
- ・その他 本人申請です。(代理人は不可)
免許証の返納後は車の運転ができませんので、ご注意ください。

②支援の申請

- ・受付場所 南魚沼市役所本庁舎 環境交通課
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ・必要書類 ①南魚沼市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書兼受領書
南魚沼警察署に備えてあります。(押印箇所あり、自書の場合は省略可)
②南魚沼警察署から発行された「申請による運転免許の取消通知書」
- ・申請期限 免許証を返納した日から6ヶ月以内

○その他

4月1日から支援申請手続きはできますが、6月末までに手続きされた方は、7月以降に回数券を取りに来ていただくか、希望者には郵送する予定です。

7月以降手続きされた方は、窓口でお渡しする予定です。

議 事 録

件 名	平成27年度第1回 南魚沼市地域公共交通協議会		
日 時	平成27年5月18日(月) 9:40~10:40	場 所	市役所 2階 大会議室
<p>南魚沼市： 井口市長</p> <p>委 員： 清水委員(南魚沼市企画政策課)・南雲委員(南魚沼地域振興局地域振興課)・岡村委員(代理、片山)(東日本旅客鉄道(株)新潟支社越後湯沢駅)・丸山委員(南越後観光バス(株))・羽吹委員(南魚沼市タクシー安全協議会)・嶋倉委員(国土交通省北陸信越運輸局長岡国道事務所)・宮委員(南魚沼地域振興局地域整備部)・青木委員(南魚沼市建設課)・白砂委員(国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局)・貝瀬委員(上田ふるさと協議会)・高橋委員(東地区地域づくり協議会)・大塚委員(六日町地域センター)・本多委員(南魚沼市社会福祉協議会)・南雲委員(身体障がい者協会六日町地区代表)・小林委員(女子力観光プロモーションチーム)・関委員(南越後観光バス(株)労働組合)</p> <p>欠 席： 金澤委員(南魚沼警察署)・大谷委員(北越急行(株))・佐野委員(長岡技術科学大学)・鈴木委員(南魚沼地域商工会連絡協議会)</p> <p>傍 聴： 小林氏(山の暮らし再生機構)</p> <p>事 務 局： 建設部都市計画課都市計画係：近藤部長・高橋課長・大塚係長・野上</p>			
説 明 ・ 協 議 内 容			
<p>(1) 開会</p> <p>進行：高橋課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長あいさつ ・資料の確認 ・委員の交代について <p>2番新潟県南魚沼地域振興局 地域振興部地域振興課長 南雲幸夫 様</p> <p>3番南魚沼警察署 交通課長 金澤和夫 様</p> <p>9番新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 計画調整課長 宮 拓男 様</p> <p>15番六日町地域地区センター代表 五十沢地区センター事務長 大塚拓男 様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席について <p>12番長岡技術科学大学 佐野 様</p> <p>18番南魚沼地域商工会連絡協議会 鈴木 様</p> <p>3番南魚沼警察署 金澤 様</p> <p>5番北越急行(株) 大谷 様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理出席について <p>4番東日本旅客鉄道(株)新潟支社越後湯沢駅 岡村様の代理で片山様</p>			

(2) 議題

議長：井口市長

1. 平成 26 年度事業報告及び収支決算について

事務局大塚係長より資料に基づき説明

議長（市長）：決算については会計監査を受けております。

・塩沢地区センター代表 貝瀬委員より監査報告

委員：承認

2. 平成 27 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

・事務局大塚係長より資料に基づき説明

委員：承認

3. 地域公共交通確保維持事業申請について

・事務局大塚係長より資料に基づき説明

議長（市長）：議案 3 について、ただ今説明が終わりました。

2 番南雲委員：バスの規格について、何人乗りのバスを使用しているのか。

大塚係長：バスについては 13 コースそれぞれ交通事業者が準備した車両になり、今までの運行実績を考慮して、小型路線バスや 14 人乗りの通勤バスなどで運行しています。

議長（市長）：ほかに皆さんございませんか。

9 番宮委員：路線バスと市民バスとあるが、市民バスは通勤・通学時に運行しないのか。

大塚係長：役割分担として、市民バスは通院・買い物における運行としている。市民バスの運行時間は主に 9 時から 16 時となっている。そのため、通勤・通学には対応していない。

9 番宮委員：市民バスは、路線バスと運行経路が重なっていないか。

大塚係長：基本的には、路線バスと重ならない路線を運行している。路線バスが走っていない地域をカバーする運行をしている。

議長（市長）：よろしいですか。ほかに皆さん何かありますか。

8 番嶋倉委員：目標が書いてあるが、達成されないとか何か問題はありますか。目標設定は、平成 26 年度の実績をある程度参考にしていると思うが、有料化されたことを考えての目標になっているか。

大塚係長：平成 26 年度実績を指標として目標の設定をした。有料化により若干利用人数が落ちることも考えられるので、このような目標にしました。

議長（市長）：この目標が達成されなかったときは、補助金の返還などはどうか。

11 番白砂委員：南魚沼市の市民バスの場合は、乗合路線型ということで定時定路線の運行です。運行回数の実績で計画通りに運行されているか査定されます。計画通り運行されていれば乗車人数が目標に届かなかったからといって補助金が左右されることはありません。目標については 10 月から 9 月まで走っていただいて、事業評価ということで、どんなことがあってその結果になったか検討していくので、目標の設定は大切。有料化によって、利用が減るといふ見込みも説明がつきます。今年の 10 月から 9 月まで運行していただいて、11 月に交付申請となるが、その後年明けくらいに事業評価ということで提出いただくことになります。

議長（市長）：ありがとうございます。ほかに、ないようですので、3 番の地域公共交通確保維持事業申請については原案の通り承認いただいたということでご異議ございませんか。

委員：はい

4.回数券について

・事務局大塚係長より資料に基づき説明

議長(市長)：皆さま方ご意見ご質問をお願いします。

6番丸山委員：利用するときに市民バスの回数券と路線バスの回数券と2種類あるが、両方混合で使えるか。

大塚係長：回数券については、市民バスの回数券、路線バスの回数券とそれぞれ別ですので、市民バスに乗るときは市民バスの回数券、路線バスに乗るときは路線バスの回数券を使用していただきたい。

6番丸山委員：実際運行していると、混ぜて使いたいとか、分からず一緒に入れてしまったということが発生する場合がございます。細かいかもしれないが、どのように対応したらよいか。

大塚係長：基本的には、混ぜて使えないといことを運転員から説明いただき、徹底していただくことがこちらからのお願いになります。

議長(市長)：その券は、使えるものと思って入れてしまうことは必ず出てくると思う。その時は、どちらの回数券か分かるので清算の時に対応してください。

大塚係長：どうしても予想されることは、銀嶺タクシーさんと南越後観光バスさんと細かい部分を詰めていきたいと考えている。

19番小林委員：利用する側としては、定期券があれば便利だと思う。

大塚係長：定期券については、今のところまだ考えていません。要望もあるので今後の検討事項としている。利用者の中には障がい者の方もいるので、検討項目とさせていただきます。

議長(市長)：ほかにはありませんか。ないようですので、回数券についてはいろいろご意見がございましたが検討しながら発行するというご理解いただきたい。

5.その他について

議長(市長)：その他について事務局何かありますか。

高橋課長：市民バスの利用状況について、まだ1ヶ月ですが、実績としては0.95となっております。今後利用の状況を見ながら、交通事業者とは定例的に打合せ等を開催して、10月からの有料化に向けて周知等進めていきたい。利用人数が大きく落ち込むことがないように精一杯努力をしながら検討していきたい。

17番南雲委員：今年から基本健診が市民会館1か所になったことで、午後からの便が受付時間に間に合わないという声がある。調整すれば利用状況も上がるのではないかと。利用状況というより市民の足として、人が集まるところに合わせて運行することもお願いしたい。また、基幹病院が開院すると、小出病院の精神科が移るということで、不安がある。丁寧な説明をしていただくようにしてほしい。

大塚係長：検診については、午前の便に乗ると受付に間に合うように調整している。

17番南雲委員：午前ではなくて午後のことです。

大塚係長：午後については、把握していません。

(会議後、保健課に確認したところ、午後の受付は、2時までで、路線バス、市民バスともにちょうど良いものがない。そのため、検診の案内に、バスを利用される方は、午前中に受診するようバスの時刻表を同封して案内しているとのこと)

大塚係長：基幹病院は、今までの市民バスが大和病院を中心とした運行をしていた。現在の市民バスも多くの部分を踏襲したように運行しているので、基幹病院にスムーズに接続できるようにバス停や時刻の設定についても引き続き検討していく。

17番南雲委員：小出病院から変わるということで、浦佐駅からどうやっていけるかなど心配がある。

大塚係長：浦佐駅から病院間は、11便設定してあるので上越線、上越新幹線を利用して、浦佐・五箇コース

で利用できると思う。

議長(市長)：ほかにはありませんか。それではないようですので、用意された議題はすべて議りました。皆さんのご協力でスムーズに進行いたしました。ありがとうございました。

(3) 閉会

高橋課長：議事について慎重審議いただきありがとうございました。次回の協議会については7月頃を予定しています。委員のみなさまには今後ともよろしくお願いいたします。これにて閉会にさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(10:40)